

# 接続協議における情報開示について

# 接続協議における情報開示について

2017年1月20日  
ソフトバンク株式会社

# 接続協議における情報開示の在り方

例えば、以下のような情報が分からなかったため、接続協議における検討に困った。

- ① 優先転送機能の接続協議において、NTT東西殿利用部門がNGNを利用して提供しているサービスであるにもかかわらず、NGNの優先パケット識別機能が収容ルータにあることが、費用負担の協議になって初めて分かった。当初想定しなかった収容ルータの費用負担が発生することが、具体的な費用負担の協議において初めて判明したことで、弊社の事業計画の見通しを大幅に修正せざるを得ない状況になり、協議に時間がかかることにもなった。
- ② 優先転送機能の接続協議において、NGNの収容ルータの収容数、他事業者の利用帯域の情報が開示されない状態で、収容ルータ帯域設計方針（優先帯域と非優先帯域の扱い）の提示をNTT東日本・西日本から求められても、全事業者の利用帯域が設定帯域を超えないようにするための制御方法等について、十分な回答をすることが難しく、アンバンドル三要件に基づき求められる「具体的要望」を提示することができていないと言われて協議が一向に進展しなかった。（次頁参照）
- ③ NGNの具体的な設備構成が十分に公開されておらず、中継ルータが各県にあることを開示いただけなかったため、どこにPOIを設置要望すればよいか判断できなかった。
- ④ 優先転送機能のアンバンドルを要望するにあたり、当初、SIPを使った優先制御とSIPを使わない優先制御の両方を検討していたが、SIPを使う優先制御については、接続協議においてSIPに関する条件（両社で行う信号のやり取りの仕様等）の情報開示を求めたものの、その詳細は開示されることがなく、技術的検討を行うことができなかった。（次頁参照）

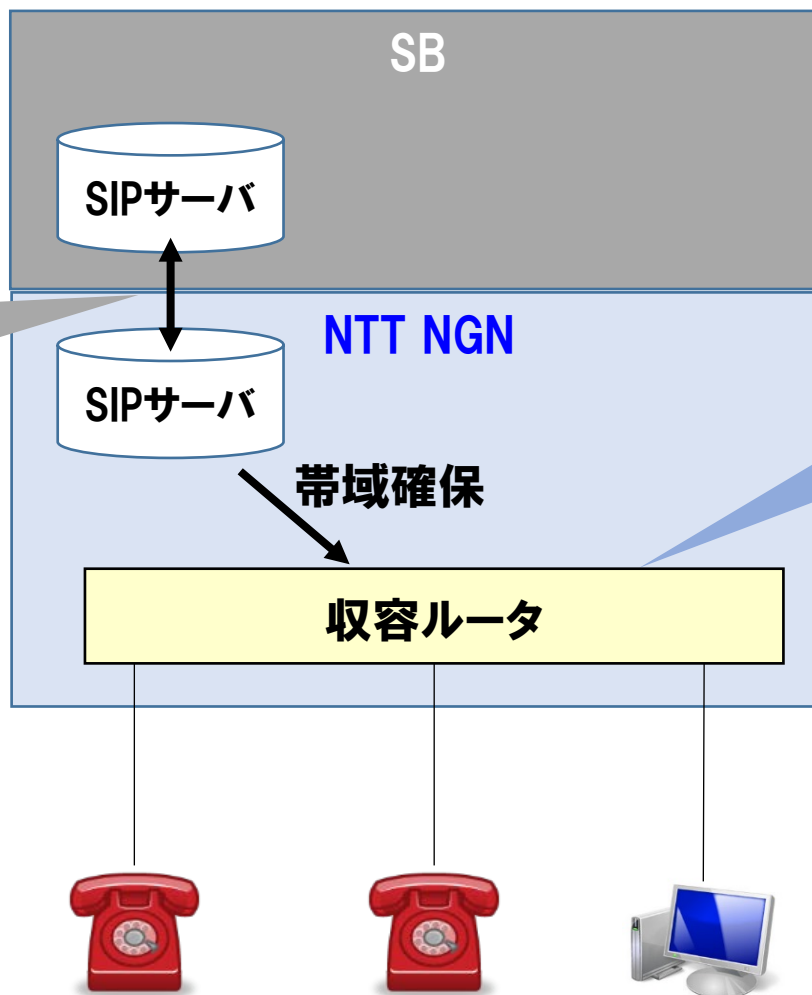
# 接続協議における情報開示の課題

情報の開示がない中で、「具体的要望」の提示を求められた

※前頁④

<SB>  
「接続条件を教えてください」

↓  
開示なし



※前頁②

<NTT東西殿>  
「収容ルータをどのように使うか示して欲しい」

↓  
仕様は非開示  
(QoS機能の有無も回答なし)

# 優先転送機能の協議におけるソフトバンク殿への情報開示について

平成29年1月20日  
東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

## 優先転送機能の協議におけるソフトバンク殿への情報開示について

- 当社としては、これまでもNGNとの接続に必要な情報(標準的な接続箇所・インタフェース条件等)を予め開示した上で、協議等において接続に必要な情報(概算額の提示等)について可能な限り開示に努めてまいりました。
- 今後も同様に、協議等において接続に必要な情報の開示には可能な限り取り組む考えです。
- なお、これまでソフトバンク殿からの依頼事項や質問事項に対して一つ一つしっかりと対応してきたと考えておりますが、今後も双方の行き違い等により協議が停滞することがないよう、双方がドキュメントでの確認を徹底するなど、円滑な協議の実現に努める考えです。
- また、以下に具体的にお示しするとおり、ルータやSIPサーバ等のNGN設備が網機能提供計画の届出対象でないことが、協議の進展を妨げてきたものではないと考えます。

ソフトバンク殿の主張	当社の考え
<p>①優先転送機能の接続協議において、NTT東西殿利用部門がNGNを利用して提供しているサービスであるにもかかわらず、NGNの優先パケット識別機能が收容ルータにあることが、費用負担の協議になって初めて分かった。当初想定しなかった收容ルータの費用負担が発生することが、具体的な費用負担の協議において初めて判明したことで、弊社の事業計画の見通しを大幅に修正せざるを得ない状況になり、協議に時間がかかることにもなった。</p>	<p>・現行方式を当社が提案した当初(平成25年度※)から、本接続(優先転送機能)の実現にあたっては、收容ルータの識別機能(下記(1)及び(2)の機能)を利用する旨を説明するとともに、当該機能の利用を前提とした概算額提示を行う等、円滑な接続に必要な情報について可能な限り開示に努めてきたところであり、今後も同様に取り組む考えです。</p> <p>(1): 收容ルータにおいて回線毎に最大優先帯域を予め設定し、当該帯域を超えた優先パケットはベストエフォートへマークダウンする</p> <p>(2): 收容ルータにおいて回線毎にSB社設備を宛先とする優先パケットのみを疎通させる設定を行い、それ以外の優先パケットはベストエフォートへマークダウンする</p> <p>※当社利用部門が優先転送機能を利用したサービス(プライオ)の提供を開始する平成26年3月以前</p>
<p>②優先転送機能の接続協議において、NGNの收容ルータの收容数、他事業者の利用帯域の情報が開示されない状態で、收容ルータ帯域設計方針(優先帯域と非優先帯域の扱い)の提示をNTT東西殿から求められても、全事業者の利用帯域が設定帯域を超えないようにするための制御方法等について、十分な回答をすることが難しく、アンバンドル三要件に基づき求められる「具体的要望」を提示することができていないと言われて協議が一向に進展しなかった。</p>	<p>・NGNは様々なサービスを統合的に提供するネットワークであるため、NGNをどのようにどの程度利用するか等によっては、他のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性があることから、優先転送機能の接続協議においても、要望事業者には具体的な需要見込みや回線あたりの利用帯域等を提示いただいた上で、当社にて他のお客様の通信等への影響や必要な設備対応等について詳細検討を行ってきたところであり、今後も同様に、要望事業者と密接に協議しつつ、丁寧に対応していく考えです。</p> <p>・收容ルータ帯域設計方針(全事業者の利用帯域が設定帯域を超えないようにするための制御方法等)を検討する必要がある場合は、NGNを管理運営する当社自身において実施することから、要望事業者にその提示を求めることはありません。現に今般のソフトバンク殿との協議においてもその提示を求めたことはありません。</p>

ソフトバンク殿の主張	当社の考え
<p>③NGNの具体的な設備構成が十分に公開されておらず、中継ルータが各県にあることを開示いただけなかったため、どこにPOIを設置要望すればよいか判断できなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NGNとの接続に必要な情報(標準的な接続箇所・インタフェース条件等)は予め開示しています。</li> <li>・優先転送機能の接続協議において、当初より、ソフトバンク殿からは、本接続における接続箇所及びPOI設置場所はそれぞれ「既存のIPoE接続のGWR」「東京・大阪」としたいと明確に指定いただいていたところですが、それら以外の場所をPOI設置場所とするご要望はいただいておりますし、中継ルータ設置場所についても開示を求められておりません。</li> <li>・また、NGNの中継ルータが県間設備を介することなく収容ルータを集約するものであることは、NGN提供開始前よりお示ししており、各県に設置されていることは明らかであったものと考えます。</li> <li>・接続事業者がPOI設置場所の検討する際に必要となる情報については、今後も各事業者のご要望を踏まえながら開示に努めていく考えです。</li> </ul>
<p>④優先転送機能のアンバンドルを要望するにあたり、当初、SIPを使った優先制御とSIPを使わない優先制御の両方を検討していたが、SIPを使う優先制御については、接続協議においてSIPに関する条件(両社で行う信号のやり取りの仕様等)の情報開示を求めたものの、その詳細は開示されることがなく、技術的検討を行うことができなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社から「SIPを使った優先制御」の検討を打診した際も、ソフトバンク殿からは、『当該方式の検討には時間を要するため、「SIPを使わない優先制御」の検討を進めたい』との意向が示された結果、「SIPを使った優先制御」については具体的な検討段階にまで至らなかったものと認識しており、また、当該方式に係る情報開示の依頼をいただいております。</li> <li>・今後「SIPを使った優先制御」について具体的な検討を依頼いただいた場合、その実現にあたっては、両社のSIPサーバ間を密接に連携させる必要があること、両社の設備改修以前に信号方式等の標準化から着手しなければならないことから、当社と要望事業者の双方において一から検討を行っていく必要があります。その際には、双方向の情報開示と事業者間での真摯な協議が必要と考えています。</li> </ul>